

京都市自然風景保全条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第162号

京都市自然風景保全条例施行規則の一部を改正する規則

京都市自然風景保全条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部風致保全課)